

2023（令和5）年4月1日に施行された「こども基本法」第9条第1項に基づき、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が2023（令和5）年12月22日に閣議決定。

こどもまんなか
こども家庭庁

大綱の概要

「こども大綱」は、これまでの「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの。

大綱が目指すもの — 「こどもまんなか社会」の実現 —

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

目標	(目標値)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状 [※] 維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

「こどもまんなか社会」実現に向けた基本方針

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る
- ②こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する
- ⑥施策の総合性を確保する

本市の対応

こども基本法第10条第2項では「市町村はこども大綱等を勘案して市町村こども計画を定めるよう努める」と規定しており、本市においては、「郡山市子ども・子育て会議」での審議を踏まえ、2024（令和6）年度に「（仮称）郡山市こども計画」を策定する。